

令和4年度「男女の賃金差異」の情報公表

社会福祉法人大泉旭出学園

区 分	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	67.7%
正規労働者	83.0%
非正規労働者	54.7%

付記事項

(1) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

(2) 正規労働者

期間の定めなくフルタイム勤務（1日8時間1週40時間）する職員

(3) 非正規労働者

パートタイム労働（1週間の所定労働時間が正規職員に比べて短い）の職員及び有期雇用（期間の定めのある労働契約を締結している）の職員

(4) 賃金

基本給、諸手当（処遇改善手当含む）、賞与、報酬

(5) 補足説明

多様な働き方という観点から、子育て世代の女性職員を、それぞれの生活スタイルに合わせたパートタイム労働の職員として、多数雇用しているため、平均年間賃金において、男女間賃金格差が生じている。